

公立大学法人前橋工科大学一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、職場全体が働きやすい環境を整えることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 2 年 6 月 1 0 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 内容

目標 1 年次有給休暇の取得を促進する

〈対策〉 令和 2 年度～

- ・計画的な年次有給休暇の取得を促進するため、定期的に通知文等で取得を促す。
- ・夏季一斉休業の設定、年間計画を早期に明確にするなど、年次有給休暇のより計画的かつ取得しやすい環境整備に努める。

目標 2 時間外勤務削減のための取り組みを行う

〈対策〉 令和 2 年度～

- ・会議等について、所定勤務時間内での開催や、参加者が重なる会議は合同開催するなど、効率的な運営、実施に努める。
- ・業務の効率化や人員の適正配置に継続的に取り組むことにより、時間外勤務を最少化し、勤務時間外の有効活用を奨励する。

目標 3 出産及び育児に関する諸制度の周知を図る

〈対策〉 令和 2 年度～

- ・出産及び育児に関する諸制度をまとめた資料を作成し、学内ウェブサイトに掲載し周知をする。
- ・女性職員だけでなく、男性職員へも積極的な情報提供を行い、制度利用の促進を図る。